

時間外労働
に関する協定届
休日労働

様式第9号(第17条関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業							
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> / </div>	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期 間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
下記に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため (詳細は、別添協定書記載のとおり)	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週 40 時間 1日 時間 分	別添協定書記載のとおり		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	同 上	同 上	同 上	1週 40 時間 1日 時間 分	同 上		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所 定 休 日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻		期 間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は、別添協定書記載のとおり)		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	別紙カレンダーのとおり	別添協定書記載のとおり		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

協定の成立年月日 平成 年 月 日 職 名

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏 名 印

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()

職 名

平成 年 月 日 使用 者

氏 名 印

労 働 基 準 監 督 署 長 殿

時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下「甲」という。)

は、労働基準法第36条第1項の

規程に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日 時間 分）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日 時間 分、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (18歳以上の者)	延長することができる期間			期 間
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)		
					2週 ()	1箇月 ()	
下記 に該当し ない労働者	・ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・ 一時的な道路事情の変化等によって 到着時刻に遅延が生ずるため ・ 当面の人員不足に対処するため	自動車運転者					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
		荷役作業員					
		自動車整備士					
	・ 毎月の清算事務のため	経理事務員					
1年単位の变形 労働時間制により労働する労働者	・ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に 対処するため ・ 一時的な道路事情の変化等によって 到着時刻に遅延が生ずるため ・ 当面の人員不足に対処するため	自動車運転者					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
		荷役作業員					
		自動車整備士					
	・ 毎月の清算事務のため	経理事務員					

2 自動車運転者については、前項の規程により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることのできる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
・ 需要の季節的な増大に 対処するため	自動車運転者		・ 法定休日のうち、2週を通じ1回 ・ 始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた 始業及び終業の時刻とする。	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
	荷役作業員		・ 法定休日のうち、4週を通じ2回	
	自動車整備士		・ 始業時刻 午前 時 分 ・ 終業時刻 午後 時 分	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
・ 毎月の清算事務のため	経理事務員			

2 自動車運転者については、前項の規程により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規程に基づいて、時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

労働組合又は

労働者代表

印

使用者

印

時間外労働
に関する協定届
休日労働

様式第9号(第17条関係)

事業の種類	事業の名称			事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業	運送 株式会社			熊本市東町4丁目6-2			
	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期 間
					1日	1日を超える一定の 期間(起算日)	
下記に該当しない労働者	需要の季節的な増大等 に対処するため (詳細は、別添協定書 記載のとおり)	別添協定書 記載のとおり	別添協定書 記載のとおり	1週 40 時 間 1日 8時間00分	別添協定書記載のとおり		平成24年 4月 1日 から 平成25年 3月31日 まで
1年単位の変形労働時間 制により労働する労働者	同 上	同 上	同 上	1週 40 時 間 1日 7時間30分	同 上		平成24年 4月 1日 から 平成25年 3月31日 まで
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所 定 休 日	労働させることができる休 日並びに始業及び終業の時 刻		期 間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は、別添協 定書記載のとおり)		別添協定書 記載のとおり	別添協定書 記載のとおり	別紙カレンダーのと おり	別添協定書記載のとおり		平成24年 4月 1日 から 平成25年 3月31日 まで

協定の成立年月日

平成24年3月23日

職 名

車両課主任

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

氏 名

山 田 太 郎

印

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

職 名

代表取締役社長

平成24年3月25日

使 用 者

氏 名

熊 本 太 郎

印

労 働 基 準 監 督 署 長 殿

時間外労働及び休日労働に関する協定書

熊本太郎 株式会社 代表取締役社長 熊本 太郎 (以下「甲」という。)と 労働者代表 車両課主任 山田 太郎 は、労働基準法第36条第1項の規程に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間00分)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間00分、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (18歳以上の者)	延長することができる時間				期 間
			1日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
				2週 ()	1箇月 ()	1年 ()	
下記 に該当し ない労働者 ・ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため ・ 一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・ 当面の人員不足に対処するため ・ 毎月の清算事務のため	自動車運転者	10	5	24	50	450	平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで
	荷役作業員	5	4		45	360	
	自動車整備士	2	4		45	360	
	経理事務員	1	4		45	360	
1年単位の変形 労働時間制により労働する労働者 ・ 需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に処するため ・ 一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・ 当面の人員不足に対処するため ・ 毎月の清算事務のため	自動車運転者						平成 年 月 日 から
	荷役作業員						平成 年 月 日 まで
	自動車整備士						
	経理事務員						

なるべく少なく

2 自動車運転者については、前項の規程により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることのできる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
・ 需要の季節的な増大に 対処するため	自動車運転者	10	・ 法定休日のうち、2週を通じ1回 ・ 始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで
	荷役作業員	5	・ 法定休日のうち、4週を通じ2回	
	自動車整備士	2	・ 始業時刻 午前 8 時 00 分 ・ 終業時刻 午後 5 時 00 分	
・ 毎月の清算事務のため	経理事務員	1		平成24年4月1日 から 平成25年3月31日 まで

2 自動車運転者については、前項の規程により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規程に基づいて、時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成24年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

平成24年3月25日

労働組合又は

労働者代表

車両課主任

山田 太郎

印

使用者

代表取締役社長

熊本 太郎

印

時間外労働及び休日労働に関する協定書

熊本太郎 株式会社 代表取締役社長 熊本 太郎 (以下「甲」という。)と 労働者代表 車両課主任 山田 太郎 は、労働基準法第36条第1項の規程に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日7時間30分)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日7時間30分、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (18歳以上の者)	延長することができる時間			期 間	
				1日	1日を超える一定の期間 (起算日)			
					2週 ()	1箇月 ()		1年 ()
下記 に該当し ない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
		荷役作業員						
		自動車整備士						
	・毎月の清算事務のため	経理事務員						
1年単位の变形 労働時間制により労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に対処するため	自動車運転者	10	5	24	48	400	平成24年 4月 1日 から
		荷役作業員	5	3		42	320	
		自動車整備士	2	3		42	320	
	・毎月の清算事務のため	経理事務員	1	3		42	320	

2 自動車運転者については、前項の規程により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある 具体的事由	業務の種類	従事する 労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることのできる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
・需要の季節的な増大に 対処するため	自動車運転者	10	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成24年4月 1日 から 平成25年3月31日 まで
	荷役作業員	5	・法定休日のうち、4週を通じ2回	
	自動車整備士	2	・始業時刻 午前 8 時 00 分 ・終業時刻 午後 5 時 00 分	平成24年4月 1日 から 平成25年3月31日 まで
・毎月の清算事務のため	経理事務員	1		

2 自動車運転者については、前項の規程により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規程に基づいて、時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成24年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

平成24年3月25日

労働組合又は

労働者代表 車両課主任 山田 太郎 印

使用 代表取締役社長 熊本 太郎 印